



第1章

キラキラこどもプランの策定にあたって



第1章 キラキラこどもプランの策定にあたって

1 計画の策定趣旨

我が国の少子化は急速に進行しており、合計特殊出生率は、2017(平成29)年では1.43、2023(令和5)年では1.20と減少傾向が続いています。また、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化による子育て家庭の孤立や子育てに不安を抱える保護者の増加、共働きの増加に伴う低年齢児の保育ニーズの増大など、家庭環境や地域における子育てをめぐる環境の著しい変化の中にあり、これらの変化に対応すべく子育て環境の整備が求められています。

そのため、国においては、2012(平成24)年8月、子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために、「子ども・子育て関連3法」を成立させ、これらの法律に基づく「子ども・子育て支援新制度」の開始にあたり、質の高い幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を図るために、市町村ごとに「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとし、2019(令和元)年10月からは、こどもたちに対し生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の機会を保障するとともに、子育て世代の経済的な負担軽減を図ることを目的として幼児教育・保育の無償化が実施されるとともに、共働き家庭等の「小1の壁」を打破し、次代を担う人材を育成するため、すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう「新・放課後子ども総合プラン」を策定するなど、子ども・子育てに関する新たな取り組みを進めてきました。

2023(令和5)年4月には、こども政策をより強力で推進していくため、「こども家庭庁」が設立され、こども施策を社会全体で総合的かつ強力で推進していくための包括的な基本法である「こども基本法」が施行されました。さらに、同年12月には少子化対策社会基本法、こども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つの大綱を一つに束ねた「こども大綱」が策定されました。

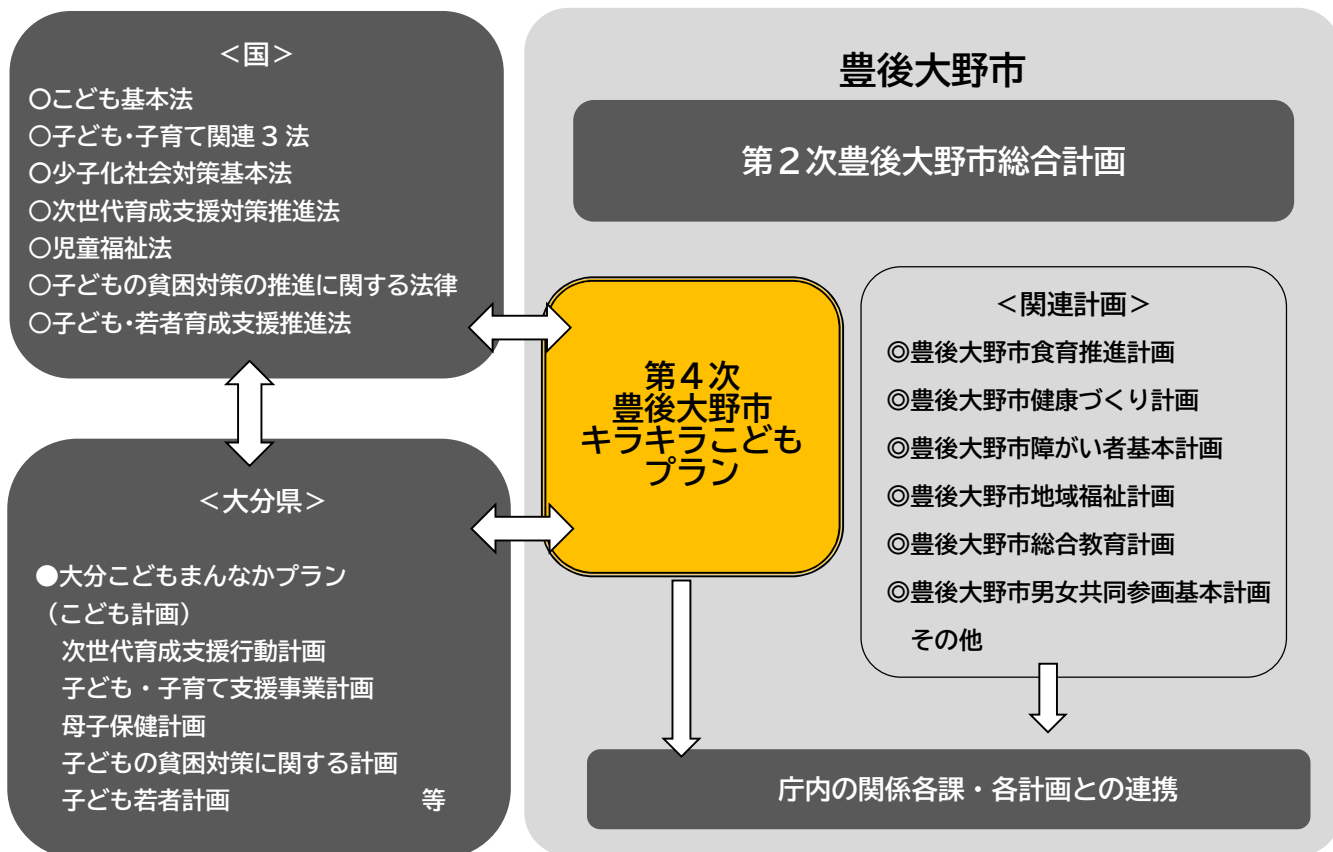
豊後大野市(以降「本市」という。)では、子ども・子育て支援法に基づき、2019(令和元)年度に「第3次豊後大野市キラキラこどもプラン」を策定し、「教育・保育施設等の計画的整備」や「質の高い幼児期の教育・保育の一体的な提供」、「地域子育ての支援の充実」及び「子どもの貧困対策」に向けた施策を推進してきました。

「第3次豊後大野市キラキラこどもプラン」が2024(令和6)年度末で計画期間満了を迎えることから、社会環境の変化や本市の子育てを取り巻く現状、これまでの取り組みの成果と課題を踏まえ、子育て支援の取り組みをより効果的に推進するため、新たに「第4次豊後大野市キラキラこどもプラン」(以下「本計画」という。)を策定いたします。

2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に規定される「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及び実施時期や、子ども・子育て支援法に基づく業務の円滑な実施に関する内容及び子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容を定めた計画です。

■ 国・県・関連計画等との連携



3 計画の期間

本計画の期間は、法に基づき2025(令和7)年度から2029(令和11)年度までの5年間とし、2024(令和6)年度に策定しました。また、計画内容と実態にかい離が生じた場合は、適宜、計画の見直しを行うものとします。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第3次 豊後大野市子ども・子育て支援事業計画									
				計画策定	第4次 豊後大野市キラキラ子どもプラン ※必要に応じて適宜見直し				

4 子ども・子育てに関する主な法律・制度

■ 子ども・子育て関連3法成立以降の子ども・子育てに関する主な法律、制度

平成	法律・制度等	内容
24年度	子ども・子育て関連3法	子ども・子育て支援事業の策定が明記。
25年度	待機児童解消加速化プラン	平成29年度末までに40万人分の保育の受け皿を確保。(⇒平成27年に50万人分に拡大)
	子どもの貧困対策の推進に関する法律	子どもの貧困対策計画の策定が明記。(⇒平成26年8月29日子どもの貧困対策に関する大綱閣議決定)
26年度	次世代育成支援対策推進法	令和7年3月末までの時限立法に延長。
27年度	子ども・子育て支援事業計画	新制度開始。市町村子ども・子育て支援事業計画、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画スタート(計画期間:平成27年度~平成31年度)。
	保育士確保プラン	加速化プランの確実な実施に向け、平成29年度末までに7万人の保育士を確保。(⇒平成27年に9万人分に拡大)
	少子化社会対策大綱改定	子育て支援施策の一層の充実、若い年齢での結婚・出産の希望の実現、多子世帯への一層の配慮、男女の働き方改革、地域の実情に即した取り組みの強化。
28年度	子ども・子育て支援法一部改正	待機児童解消加速化プランにより40万人⇒50万人分に上乗せされた10万人分の受け皿確保について、内訳の5万人分を企業主導型保育の設置により対応。
	ニッポン一億総活躍プラン	保育士の処遇について、新たに2%相当の改善。平成30年度以降も保育の確保に取り組む。
	切れ目のない保育のための対策	待機児童の解消に向けて取り組む市町村を支援するため、施設整備、入園予約制、保育コンシェルジュの展開などを明確化。
	児童福祉法改正	児童虐待についての発生予防から自立支援まで一連の対策のさらなる強化に向けた、児童福祉法の理念明確化、子育て世代包括支援センター設置についての法定化など。(一部平成29年4月施行)

平成	法律・制度等	内容
29年度	子育て安心プラン	令和2年度末までに全国の待機児童を解消、待機児童ゼロを維持しつつ女性の就業率80%を達成。
	新しい経済政策パッケージ	「人づくり改革」において、教育・保育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化などを掲げる。
30年度	子ども・子育て支援法一部改正	事業主拠出金の率の上限の引上げ、充当対象の拡大、待機児童解消等の取り組みの支援、広域調整の促進による待機児童の解消（都道府県がまとめ役となる）など。
	新・放課後子ども総合プラン	令和5年度末までに放課後児童クラブの約30万人分の受け皿の拡大と一体型放課後子ども教室の促進。

令和	法律・制度等	内容
元年度	幼児教育・保育の無償化	10月より開始。認可保育サービスや幼稚園、認定こども園の利用について0～2歳の住民税非課税世帯、3～5歳の全世帯を対象に実施。
2年度	子ども・子育て支援事業計画（第2期）	市町村子ども・子育て支援事業計画、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画（第2期）開始。（計画期間：令和2年度～令和6年度）
4年度	子ども・子育て支援法一部改正	市町村子ども・子育て支援事業計画に定める任意的記載事項の追加、施設型給付費等支給費用にあてることができる事業主拠出金の上限割合の引上げ、子育て支援に積極的に取り組む事業主に対する助成制度の創設。
4年度	児童手当法の一部改正	児童手当の特例給付について、高所得者を対象外とする。
5年度	こども家庭庁の創設	こどもの最善の利益を第一として、こどもの視点に立った当事者目線の政策を強力に進めていくことを目指す。
5年度	こども基本法の成立	すべてのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的とする。
5年度	こども大綱の閣議決定	これまで別々に作成・推進されてきた少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱及び子どもの貧困対策に関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定める。

5 キラキラこどもプランの基本的記載事項

(1) 必須記載事項

① 教育・保育提供区域の設定

「量の見込み」・「確保方策」を設定する単位として、地域の実情に応じて保護者やこどもが居宅より容易に移動することが可能な区域を設定。

② 教育・保育の「量の見込み」・「確保の内容」・「実施時期」

市町村は、教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み(必要利用定員総数)」を設定。

市町村は、教育・保育提供区域ごとに、設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期(確保方策)」を設定。

教育・保育施設	認定こども園、幼稚園、保育所
地域型保育事業	小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業

③ 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」・「確保の内容」・「実施時期」

地域子ども・子育て支援事業とは、市町村が地域の実情に応じ、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って実施する事業です。その概要は以下のとおり。市町村は、教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を設定。

地域子ども子育て支援事業	
1. 利用者支援事業	14. 子育て世帯訪問支援事業【新規】
2. 地域子育て支援拠点事業	15. 児童育成支援拠点事業【新規】
3. 妊婦健康診査事業	16. 親子関係形成支援事業【新規】
4. 乳児家庭全戸訪問事業	17. 産後ケア事業【新規】
5. 養育支援訪問事業	18. 乳児等通園支援事業【新規】
6. 子育て短期支援事業	(こども誰でも通園制度)
7. ファミリー・サポート・センター事業	19. 妊婦等包括相談支援事業【新規】
8. 一時預かり事業	
9. 延長保育事業	
10. 病児・病後児保育事業	
11. 放課後児童健全育成事業	
12. 実費徴収にかかる補足給付を行う事業	
13. 多様な事業者の参入促進・能力活用事業	

新 規	子育て世帯訪問支援事業（訪問による生活の支援）
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象（支援を要するヤングケアラー含む） ・ 訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行う。 例）調理、掃除等の家事、こどもの送迎、子育ての助言等
	児童育成支援拠点事業（学校や家以外のこどもの居場所支援）
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童を対象 ・ 児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談等を行う。 例）居場所の提供、食事の提供、生活リズム・メンタルの調整、学習支援、関係機関との調整等
	親子関係形成支援事業（親子関係の構築に向けた支援）
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象 ・ 親子間の適切な関係性の構築を目的とし、こどもの発達の状況等に応じた支援を行う。 例）講義・グループワーク・ロールプレイ等の手法でこどもとの関わり方等を学ぶ（ペアレントトレーニング）等
	産後ケア事業
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 産後ケアを必要とする者を対象 ・ 出産後1年以内の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う。
	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
	<ul style="list-style-type: none"> ・ すべてのこども及び保護者 ・ 月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる通園給付を行う。
妊婦等包括相談支援事業	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 妊婦・その配偶者等を対象 ・ 妊婦のための支援給付と併せて、妊婦等に対する相談支援事業を実施し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない伴走型支援の充実を図ることを目的とする。 	

④教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

認定こども園の普及にかかる基本的考え方を定めるほか、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等にかかる基本的考え方、その推進方策、地域における教育・保育事業を行う者の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育園と小学校等との連携の推進方策を設定。

(2)任意記載事項

①産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

- ・産前・産後休業や育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援
- ・特定教育・保育施設や地域型保育事業の計画的な整備等

②こどもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項

- ・児童虐待防止対策の充実
- ・母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進
- ・障がいのあるこどもなど特別な支援が必要なこどもの施策の充実

③労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

- ・仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し及び仕事と子育ての両立のための基盤整備について、各市町村の実情に応じた施策



6 キラキラこどもプラン策定の経緯

(1) 子ども・子育て会議の開催

市民、学職経験者、関係団体代表などから構成される「豊後大野市子ども・子育て会議」を設置開催し、計画策定に向けて事業のあり方や事業ニーズ量などの必要な項目について審議を行い、その結果をキラキラこどもプランに反映しました。

(2) パブリックコメントの実施

本市では、市政に関する基本的な事項を定める計画などの素案に対し、市民が意見を提出できるようにすることで協働によるまちづくりの実現を図るため、パブリックコメント制度を導入しています。

本計画の素案をパブリックコメントの手続きにより公表し、2025(令和7年)2月4日から2025(令和7年)2月17日まで意見の募集を実施し、市民からの計画に対する意見等を精査しながら必要に応じて計画書に反映するなど、市民意見の反映に努めました。

(3) 子ども・子育てニーズ調査の実施

本市の子育て支援等に関わるニーズの把握のため、2023(令和5)年度に子育て中の保護者を対象としたアンケート形式の実態調査を行いました。調査結果から得られた子育ての現状や今後の子育て支援にかかる意向等を、新たなサービスの目標事業量等の設定や子育て支援施策推進の検討資料として活用しました。

■ 令和5年度 子ども・子育てニーズ調査の概要

調査対象者	豊後大野市在住の就学前児童(0~6歳)及び小学6年生までのこどものいるすべての保護者 合計2,346人(就学前1,000人、小学生1,346人)					
調査期間	令和6年2月13日(火)~令和6年2月29日(木)					
調査方法	郵送発送、郵送回収及びWEB回答による無記名回答方式					
配布・回収状況		配布件数	郵送回答数	WEB回答数	合計回答数	有効回答率
	就学前	1,000件	277件	116件	393件	39.3%
	小学生	1,346件	387件	163件	550件	40.9%
	合計	2,346件	664件	279件	943件	40.2%

7 持続可能な開発目標(SDGs)について

SDGs(エス ディー ジーズ)とは、2015(平成 27)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)」のことで、2030(令和 12)年までに達成する 17 の目標と 169 のターゲットで構成され、「誰一人取り残さない」ことを理念とした国際社会共通の目標です。SDGsは発展途上国だけでなく、先進国自身が取り組む普遍的なものであり、自治体においても地方創生を推進するため、その達成に向けた推進が求められています。

本市においても、「誰一人取り残さない」という包括的な視点のもと、すべての人の平等かつ公平な社会参画を目指し、取り組みを進めていきます。

本計画に関連するSDGsの目標は、以下のとおりです。



8 計画の法的根拠

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法第 8 条第 1 項に基づく「市町村行動計画」、子どもの貧困対策の推進に関する法律第 9 条第 2 項に基づく「市町村計画」を一体のものとして策定したものです。また、子ども・子育て支援法及び次世代育成支援対策推進法の「基本理念」は以下のとおりです。

【子ども・子育て支援法】

第 2 条(基本理念)

子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

- 2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、すべてのこどもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。
- 3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

【次世代育成支援対策推進法】

第 3 条(基本理念)

次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。